平成３０年（フ）第２３６号
仙台市青葉区大町２丁目３番５－302号
債務者　清水　紀子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４号
福島県いわき市内郷高野町中倉85番地の27
債務者　高木由美子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第２０号
福島県いわき市平北白土字ネキ内４番地の32
債務者　村田　歩未（旧姓織内）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１６号
茨城県日立市南高野町３丁目16番３－105号
債務者　佐々木順子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２２号
茨城県日立市城南町３丁目２番21号
債務者　佐藤さなえ
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２４号
茨城県日立市助川町１丁目12番15－202号、前住所茨城県日立市鹿島町１丁目11番13－301号
債務者　石貝サチ子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第２６号
茨城県日立市東多賀町３丁目13番６号、前住所茨城県日立市石名坂町２丁目６番３号
債務者　永山　勝広
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３６号
茨城県筑西市玉戸1532番地４　雇用促進住宅２－205
債務者　工藤　雅之
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第５４号
茨城県古河市鴻巣918番地４
債務者　助川　志保
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１３８号
神戸市中央区下山手通４丁目10番21－1002号
債務者　杉本　広輝
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２７号
神戸市須磨区竜が台２丁目１番地39号棟405号
債務者　皆見　高志
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２８号
神戸市須磨区竜が台２丁目１番地39号棟405号
債務者　皆見　香織
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９８号
広島市西区観音新町１丁目30番２－810号
債務者　川村　伸二
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
群馬県みどり市笠懸町久宮69番地103　マロニエ　Ｂ－103、旧住所群馬県桐生市広沢町３丁目4293番地の13
債務者　石島　雅明
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２６号
群馬県みどり市笠懸町久宮69番地103　マロニエ　Ｂ－103、旧住所群馬県桐生市広沢町３丁目4293番地の13
債務者　石島　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２５号
石川県加賀市山代温泉上宮98番地　アドレス305号室、従前の住所石川県加賀市直下町イ32番地１　フルールそそり町６号室
債務者　徳丸　**繭**子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１１７号
岐阜市茜部野瀬３丁目289番地
債務者　鈴木美千代
1　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岐阜地方裁判所